

《尾道市の地域医療を守る条例について》

○条例制定の背景

新医師臨床研修制度などの影響により、全国的に医師確保が困難な中で、「コンビニ受診（軽症患者の安易な救急外来等の受診）」、「モンスターパーシェエント」などの増加により医師の疲弊が顕在化してきています。

本市においては、医療機関を中心とした福祉・介護・保健関係者が連携して市民を支えるシステムが構築されているが、専門医の不足や、コンビニ受診の増加により救急医療に少なからぬ影響が出始めている。市民・市・医療機関がそれぞれに努力目標（役割）を課し、地域全体で医療問題等に対する意識を高め、持続可能な地域医療体制を構築することにより、安心のまちづくりを進めていきます。

⇒健康文化の創造と確立

○具体的な役割

- ◇市民
 - ①かかりつけ医を持つ
 - ②安易な夜間・休日の受診を控える
 - ③医師・医療機関とのより良い関係の構築
 - ④健康診査や健康づくり事業に積極的に参加し、健康管理に努める

- ◇医療機関
 - ①それぞれの地域にあった地域医療体制の充実を図る
 - ②医療機関相互の機能分担と連携を図る

- ◇市
 - ①地域医療を守るための施策を推進する
 - ②健康増進のための施策を構築する



○具体の施策・事業

- ・市民を対象としたシンポジウム等の開催
- ・市民団体と連携してコンビニ受診の自粛を啓発する
- ・特定健診・がん検診の受診勧奨
- ・主体的な健康づくりの啓発・支援
 - 1) 尾道健幸スタイル（運動習慣のある生活スタイル）
 - 2) 減るS i o運動
 - 3) 尾道子育て応援スタイル
 - 4) その他



※市内横断的に健康づくりに取り組むため

「健康づくり推進会議」を設置、事業展開